

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	市税及び保険料の徴収及び滞納管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、市税及び保険料の徴収及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県国東市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税及び保険料の徴収及び滞納管理に関する事務
②事務の概要	国税徴収法・地方税法等の規定に基づき、市税(個人住民税・法人住民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税)・介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納管理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納・還付に関する事務 ②滞納処分(執行停止も含む。)の実行及び管理に関する事務。 ③滞納処分に係る実態調査及び財産調査に関する調査。
③システムの名称	Acrocity3(総合収納管理)、THINKTAX(滞納整理システム)、中間サーバー、AWS(ガバメントクラウド)
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の24、44、85、100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) なし (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 収納対策係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を経ている。特定個人情報を含む書類等の保管については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の手入が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報4法令上の根拠	情報提供の根拠 なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20号	情報提供の根拠 なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20号	事後	
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年11月30日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	Acrocity3(総合収納管理)、THINKTAX(滞納整理システム)、中間サーバー	Acrocity3(総合収納管理)、THINKTAX(滞納整理システム)、中間サーバー、AWS(ガバメントクラウド)		
令和6年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16、30、59、68項並びに内閣府・総務省令第16号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の24、44、85、100の項		
令和6年11月30日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20号	(情報照会の根拠) なし (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項		
令和6年11月30日	IIしきい値判断項目1. 対象人数と2. 取扱者数	令和5年7月31日時点	令和6年11月30日時点		
令和6年11月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		[十分である] 特定個人情報入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を経ている。特定個人情報を含む書類等の保管については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
令和6年11月30日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[8]特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] [十分である] 漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置を実施している。		